

# 下請中小企業振興法「振興基準」の改正概要（平成28年）

- 平成28年12月14日、親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行等を示した下請中小企業振興法「振興基準」（経済産業省告示）を改正した。

## 1. 取引先の生産性向上等への協力

親事業者は、生産性向上等の努力を行う下請事業者に、必要な協力（下請事業者との面談、工場訪問、サプライチェーン全体での連携等）をするよう努める。

## 2. 原価低減要請

原価低減要請を行うに当たっては、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く要請と受け止められないことがないよう、合理性の確保に努める。

## 3. 取引対価への労務費上昇分の影響の考慮

取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げ等に伴う労務費上昇について、その影響を十分に加味して協議する。

## 4. 型の保管・管理の適正化

金型、木型などの型の保管に関して、双方が十分に協議した上で、必要事項を明確に定める。  
親事業者の事情によって下請事業者にその保管を求めている場合には、親事業者が費用を負担する。

## 5. 手形支払及び支払関係

手形通達と同様の内容（次ページ参照）

## 6. 下請ガイドライン及び自主行動計画の位置付け

業種別下請ガイドラインの内容を踏まえ、社内のマニュアルやルールを整備することにより、自社の調達業務に浸透させるよう努める。  
また、業界団体等は自主的な行動計画を策定し、継続的にフォローアップするよう努める。

# 新たな手形に関する通達

- 平成28年12月14日、中小企業庁と公正取引委員会において、手形支払に関する新たな通達を発出した（昭和41年以来、**50年ぶり**）。なお、「振興基準」の中でも同内容を記載している。

## 新たな手形に関する通達のポイント

- ① 下請代金の支払いは**可能な限り現金**で。
- ② 手形等による場合は、**割引料を下請業者に負担させることがないよう**、下請代金の額を十分に協議する。
- ③ 手形サイトは120日（繊維業においては90日）を超えてはならないことは当然として、**将来的に60日以内とするよう努める。**



親事業者のうち**大企業から率先して**取り組んでいただきます！

※今後、政府が数年間かけて改善状況を調査します。